

平成31年1月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成31年1月18日(金) 午前9時00分～9時40分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	11番	中村	康男(会長)
12番	藤本	俊彦	13番	宮本	賢一
14番	猪熊	幸雄	15番	國重	幸代
16番	穴吹	秀雄	17番	梶野	和幸
18番	大西	和男			

欠席委員

10番 村井 孝彦

傍聴推進委員

6番	中西	格	11番	河合	茂夫
14番	濱崎	郷廣			

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	岡崎	伸一郎
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	2 件	田 畑	2,383 122	m ² m ²
第 2 号議案	合意解約	2 件	田 畑	2,409	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 4 条許可申請	1 件	田 畑	280	m ² m ²
第 4 号議案	農地法第 5 条許可申請	2 件	田 畑	197.69	m ² m ²
第 5 号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	1,737.15	m ² m ²
第 6 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 7 号議案	農用地利用集積計画書	1 4 件	田 畑	28,706 2,363	m ² m ²
第 8 号議案	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更	1 件	田 畑	5,448	m ² m ²
合 計		2 3 件	田 畑	39,143.69 4,502.15	m ² m ²

平成31年1月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今から1月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計23件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、村井委員さんからは、事前に欠席の連絡を頂いております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。今年最初の定例会であります、今年も1年間よろしくお願いいたします。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 16番 穴吹委員さんと12番 藤本委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、7番 松下委員さん、8番 井上委員さん、9番 岡野委員さんと私で、昨日の1月17日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計2383㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積 122㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件2件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

木下委員

2番の譲受人の住所は高松市で経営規模拡大ですが、他の田も申請地近くにあるのですか。通って来て耕作しているのですか。

事務局書記

申請地のすぐ近くに本人名義の家があり、そこに母親が住んでおります。一緒に農

業をするということで、頻繁に帰って来るそうです。

梶野委員 近辺に農地はあるのですか。

事務局書記 本人名義の農地があります。

会長職務代理 申請人はもともと坂出の方で、高松にお勤めされています。
他になにかありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」2件につき
まして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」2件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」2件についてご説明いたしま
す。

1番、・・・、面積 657 m² 【議案読み上げ】

2番、・・・、面積 1752 m² 【議案読み上げ】

本件は第1号議案1番と関連しております。

以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第18条 合意解約」
2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

山下委員 1号議案の譲受人と、2号議案の借受人は親子ですか。

会長職務代理 親子です。

他になにかありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条 合意解約」2件を
受理し、処理してまいります。

続いて、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。

なお、第3号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、7番 松下
委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

松下委員 それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」1番の現地調査報告をさせていた
だきます。

1 番、・・・、面積 計 280 m² 【議案読み上げ】

西庄小学校から北東へ約 500mに位置しています。

無断転用の有無 有

転用目的 農家住宅 用地

申請理由 現在の住まいが老朽化しており、改修が困難なため、現在利用している納屋の隣へ自己住宅を建築するため。

現在の住まいについては、引越し後、解体し農地へ戻し、西側隣接農地と一体的な農地として利用する予定である。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま松下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

第3号議案「農地法第4条許可申請」については、先ほどの松下委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

申請地は林田で、この方の住所地は西庄になっていますが、西庄に住んでいるのですか。

事務局次長

今現在は西庄に住んでおり、道を挟んで東が林田で、そこに新しい家を建てます。

三木委員

農家住宅となっていますが、併せ利用地は西庄になるのですか。

事務局次長

今回の併せ利用地は、納屋が建ってある林田です。

三木委員

宅地替えということですね。

事務局次長

そうです。

梶野委員

住宅で建築面積が 40 m²ですか。

事務局次長

お一人で住まれるそうです。今のお住まいが老朽化しており、修理もできないので、

新たに建てるそうです。

会長職務代理 他になにかありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「農地法第5条許可申請」2件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番、2番については現地調査を実施しておりますので、再度7番松下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

松下委員 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」1番、2番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 2,440 m²のうち 0.69 m²。【議案読み上げ】

林田町港自治会館から北東方向に、約 700m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地 (営農型)

申請理由 借人は申請地において太陽光発電設備を設置して売電収入を得るために転用を行うが、底地については農地性を保ち農業を継続するもの。

本申請地は農用地であることから、一時転用により既に平成 28 年 1 月 1 日付で許可を受けているもので、本申請はそれを継続するものである。

農地の区分 農用地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用であることから農地復元に係る誓約書、営農への影響の見込書の提出がある。

発電設備の下部での栽培作物はズッキーニを予定しており、栽培には影響がないとのことである。

2番、・・・、面積 197 m²。【議案読み上げ】

大屋富川と主要地方道高松王越坂出(16号線)が交差する大屋富橋から東へ約 300mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 農業用施設 用地

申請理由 譲受人は自身が耕作している農地の近くで農業用施設用地を探していたところ、納屋が既に建っている本申請地と併せ利用地について転用申請による取得を計画し、今般所有者との話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま松下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

第4号議案「農地法第5条許可申請」については、先ほど松下委員さんのご説明どおりです。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「農地法第5条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

吉田委員

継続というのは、工事が長引いているのですか。

事務局長補佐

一時転用なので、3年毎に更新手続きが必要です。営農型太陽光発電は永久転用ができません。

会長職務代理

他になにかありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第5号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第5号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、8番井上委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

井上委員

それでは、第5号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 計 1,737.15 m²

場所は、香川大学附属特別支援学校から東へ約 300mに位置。ずっと行きますと、国道 11 号線に抜ける中腹にあります。

申請理由 申請地は、山林に囲まれ耕作の便が悪く、急速に山林化が進行した土地である。平成 4 年頃から耕作しなくなり、山林となって 20 年以上が経過している。周囲は山林である状況から見ても農地への再生は困難なため。大木が生えて、下は竹、笹が生えています。

申請理由についての証明 近隣に居住する事情に詳しい者からの証明書の添付もある。

以上です。

会長職務代理	ありがとうございました。 ただいま井上委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。
事務局次長	第5号議案「非農地証明願」1件については、先ほどの井上委員さんのご説明とおりです。 以上、よろしくご審議お願いいたします。
会長職務代理	ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
三木委員	非農地証明願は土地改良区の承認を求めていますか。非農地証明も転用行為ですよ。府中土地改良区では非農地証明願についても決済金をいただくようになっています。
事務局次長	非農地証明願については、土地改良区の承認、同意は頂いておりません。
三木委員	必要もないということですか。
事務局長補佐	あとから、農業委員会議案を土地改良区にお渡ししています。
会長職務代理	他になにかありませんか。
各委員	【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。 続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」14件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局書記	それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」14件についてご説明いたします。 今月は新規に農地の貸借をする案件が6件、更新が2件、再設定が6件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が0件となっております。 以上、農用地利用集積計画書14件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。
会長職務代理	ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農用地利用集積計画書」14件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
各委員	【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」14件につ

きまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」を議題に供します。

なお、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」については現地調査を実施しておりますので、8番井上委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

井上委員

それでは、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 計 5,448 m²。【議案読み上げ】

場所は坂出市立加茂小学校から、北へ約 400mに位置しています。

転用目的は分譲住宅用地として、平成28年12月に許可になったものでございます。その時は16棟を建てる計画でした。

申請理由 転用許可後に購入希望者から敷地2区画に分譲住宅1棟を建築したいとの要望が1件あったため、16棟から15棟に変更します。

周辺農地への影響 区画変更のみであることから周辺農地への影響については、当初の申請時と同様に影響は少ないものと思われる。

その他 本申請目的である変更について既に工事済であることから始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま井上委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」については、先ほどの井上委員さんのご説明とおりです。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

事務局連絡事項 ・農業委員・推進委員報酬にかかる債権者登録

会長職務代理

それでは、これをもちまして1月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時40分終了

